

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市一般市営住宅管理条例の一部を改正する条例

大田市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

大田市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

大田市火災予防条例の一部を改正する条例

大田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大田市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市サンレディー大田の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

令和5年12月22日

大田市長 **楯野弘和**

## 大田市条例第25号

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1大田まちづくりセンターの項中「大田市大田町大田イ140番地2」を「大田市大田町大田ロ1329番地9」に、同表馬路まちづくりセンターの項中「大田市仁摩町馬路1737番地6」を「大田市仁摩町馬路831番地6」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大田市条例第26号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」と」の次に「、100分の125」とあるのは「100分の70」と」を加える。

第20条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
短時間 勤務職 員以外 の職員	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100

11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	

71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				

	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000

第2条 大田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改め、「、「100分の125」とあるのは「100分の70.0」と」を削る。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。



## 大田市条例第27号

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成17年大田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「12月に支給する場合には100分の155」を「12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 大田市条例第28号

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年大田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号級	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円

第5条第2項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 この条例による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

## 大田市条例第29号

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項後段中「100分の120」を「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の135」に改める。

第23条第1項後段中「100分の120」を「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の135」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

給号	級	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		162,100	208,000
2		163,200	209,700
3		164,400	211,400
4		165,500	212,900
5		166,600	214,400
6		167,700	216,200
7		168,800	217,900
8		169,900	219,600
9		170,900	221,100

10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900

40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600

70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500

100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

第2条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項後段中「6月に支給する場合には100分



の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の135」を「100分の130」に改める。

第23条第1項後段中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の135」を「100分の130」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、任期が3月以内の者及び条例第23条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものについては、この限りでない。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

## 大田市条例第30号

大田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する  
条例

大田市予防接種健康被害調査委員会設置条例（平成17年大田市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第3条中「委嘱」の次に「又は任命」を加え、同条第4号中「大田市立病院院長」を「大田市立病院医師」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

## 大田市条例第31号

### 大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第9条の3各号列記以外の部分中「及び第15条の4」を「、第15条の4及び第15条の5」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第11条第1項中「第11項又は第15項」を「第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第12条の6の2各号列記以外の部分中「及び第15条の4」を「、第15条の4及び第15条の5」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第12条の7各号列記以外の部分中「第15条の2」の次に「及び第15条の5」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第15条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に改め、「）となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「又は第12条の8の額又は第15条の2第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「若しくは第12条の8の額又は第15条の2第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第15条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第15条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第15条の5第1項各号（同条第

3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に、「とする。)又は」を「とする。)若しくは」に、「又は特例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日」に改め、同条第2項中「又は第12条の8」を「若しくは第12条の8」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第15条の4第1項に定める第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第15条の4の4第1号に定める額、第15条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第15条の2第1項第1号中「第11項又は第15項」を「第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の4第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第15条の4の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第15条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第20条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以

下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第12条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第15条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
  - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度

分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第12条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。  
第20条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第20条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日

- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の大田市国民健康保険条例第15条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 大田市条例第32号

大田市一般市営住宅管理条例の一部を改正する条例

大田市一般市営住宅管理条例（平成17年大田市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の次に「及び共同施設（一般住宅における入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。）」を加える。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる一般住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める者であること。

ア 単身者用 単身である者

イ 世帯向用 入居の申込みをした日において、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者であつて、世帯の収入（大田市営住宅条例（平成17年大田市条例第209号）第2条第3号に規定する収入をいう。）が115,000円を超え、313,000円以下であるもの

ウ 定住促進用 世帯の所得（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額の合計を12で除した額をいう。以下同じ。）が家賃の4倍以上である者又は世帯の所得が家賃の2分の1以上であつて、貯蓄額が家賃の30倍以上である者

第3条第2号中「（以下「暴力団員」という。）」を削る。

第4条中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条中「一般住宅」の次に「及び駐車場」を加え、「（平成17年大田市条例第209号）」を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第5条 駐車場の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、免除し、又は徴収の猶予をすることができる。

別表を次のように改める。



別表第 1 (第 2 条、第 4 条関係)

団地名	位置	区分	戸数	間取	家賃(月額)
沖泊	大田市温泉津町温泉津イ 293 番地	単身者用	2戸	1DK	13,000円
		世帯向用	1戸	4DK	20,000円
宅野	大田市仁摩町宅野 267 番地 6	世帯向用	2戸	2LDK	30,000円
メゾン栄 1・2号棟	大田市仁摩町仁万 461 番地 20	定住促進 用	4戸	2LDK	30,000円
			4戸	1LDK	25,000円

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 5 条関係)

施設の名称	使用料(1区画・月額)
メゾン栄駐車場	3,143円

備考 金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に一般住宅に入居している者（以下「現入居者」という。）は、この条例による改正後の大田市一般市営住宅管理条例（以下「新条例」という。）の規定に基づき入居しているものとみなす。
- 3 現入居者が入居時に支払った敷金については、新条例第 6 条において準用する大田市営住宅条例第 18 条の規定によって支払われた敷金とみなす。

大田市条例第33号

大田市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

大田市空家等対策協議会設置条例（平成30年大田市条例第4号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条第1号中「第6条」を「第7条」に改める。

第3条第2項中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大田市条例第34号

### 大田市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する 条例

(大田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 大田市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年大田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道事業」の次に「(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び生活排水処理事業をいう。以下同じ。)」を加える。

第3条第2項中「排水区域」を「公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の排水区域」に改め、「本市の区域のうち」を削り、同条に次の2項を加える。

3 農業集落排水施設の名称、処理施設の所在地及び処理区域は、別表のとおりとする。

4 生活排水処理事業の処理区域は、前2項に規定する以外の区域とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

施設の名称	処理施設の所在地	処理区域
波根西地区農業集落排水施設	大田市久手町波根西593番地1	大田市波根町の一部 大田市久手町波根西の一部
元井田地区農業集落排水施設	大田市温泉津町井田イ447番地2	大田市温泉津町井田の一部

(大田市特別会計条例の一部改正)

第2条 大田市特別会計条例(平成17年大田市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とする。

第3条を削る。

(大田市生活排水処理事業基金条例の一部改正)

第3条 大田市生活排水処理事業基金条例（平成17年大田市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出予算」を「大田市下水道事業会計予算」に改める。

第4条を削る。

第5条中「、期間及び利率」を「及び期間」に、「歳計現金」を「下水道事業会計の現金」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

（大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第158号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田市農業集落排水施設の管理に関する条例

第1条中「設置及び」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

別表を削る。

（大田市農業集落排水施設使用料条例の一部改正）

第5条 大田市農業集落排水施設使用料条例（平成17年大田市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例」を「大田市農業集落排水施設の管理に関する条例」に改める。

（大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正）

第6条 大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例（平成18年大田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及び管理」を「設置等」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項中「処理区域内」を「大田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年大田市条例第16号）第3条第4項に規定す

る処理区域（以下「処理区域」という。）内」に改める。

第25条第1項中「第3条に規定する」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 大田市条例第35号

### 大田市火災予防条例の一部を改正する条例

大田市火災予防条例（平成17年大田市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防長告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池設備容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3厨房設備の部を次のように改める。

厨	房	気	体	不	燃	開	組	込	型	1	4	kW	以下	1	0	1	1	1	注：機
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	-----

設備	燃料	以外	放式	こんろ ・グリル付 こんろ・グリド ル付こんろ、 キャビネット 型こんろ・グ リル付こんろ ・グリドル付 こんろ		0	5 注	5	5 注	器本体上方の側方又は後方の距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15 注	15 注	
			不燃	開放式	組込型 こんろ・グリ ル付こんろ・ グリドル付こ	14kW以下	800	0	—	

			んろ、 キャビ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ					
			据置型レンジ	21kW以下	800	—	0	
固体 燃料	不燃 以外	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼き器	—	1050	500	500	500
	不燃	木炭を燃	炭火焼き器	—	8030	—	30	



		料とするもの							
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の大田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

## 大田市条例第36号

大田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年大田市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第20号を第21号とし、第10号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 形成外科

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第37号

大田市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

(1) 会館エリア

施設名	午前	午後	夜間	昼間	午後 夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	14,100 円	18,800 円	18,800 円	37,600 円	42,300 円	61,100 円
中ホール	3,600 円	4,800 円	4,800 円	9,600 円	10,800 円	15,600 円
1号室	1,800 円	2,400 円	2,400 円	4,800 円	5,400 円	7,800 円
応接室	1,200 円	1,600 円	1,600 円	3,200 円	3,600 円	5,200 円
2・3号室	900円	1,200 円	1,200 円	2,400 円	2,700 円	3,900 円
4号室	1,200 円	1,600 円	1,600 円	3,200 円	3,600 円	5,200 円
展示室	900円	1,200 円	1,200 円	2,400 円	2,700 円	3,900 円
楽屋1	600円	800円	800円	1,600 円	1,800 円	2,600 円
楽屋2	300円	400円	400円	800円	900円	1,300 円

備考

- 1 高校生以下（市内に住所を有する者に限る。）の利用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 2 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、この表に定める金額（前号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の10割相当額（大田

市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、20割相当額。ただし、高校生以下が利用する場合は除く。）を加算する。

3 大ホール又は中ホールを準備又は片付けのため利用する場合は、この表に定める金額（前2号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。

4 この表に定める利用時間を延長して施設を利用する場合は、1時間（1時間未満であるときは、1時間とする。以下同じ。）につき、次に定める額を加算する。

ア 開館時間内での延長利用（延長利用できる時間は、1時間までとする。） この表に定める金額（前3号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の1時間当たりの金額

イ 開館時間外での延長利用 この表に定める金額（前3号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の1時間当たりの金額に、当該金額の2割相当額を加算した金額

5 冷暖房設備を利用する場合は、この表に定める金額の5割相当額を加算する。ただし、延長利用の場合は、1時間につき、この表に定める金額の1時間当たりの金額の5割相当額を加算する。

6 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

## (2) 生涯学習エリア

施設名	利用料金（1時間当たり）		
	生涯学習団体		その他
	登録団体	登録のない団体	
生涯学習室①	100円	200円	500円
生涯学習室②	200円	400円	900円
生涯学習室③	100円	200円	300円
生涯学習室④	200円	400円	900円

### 備考

1 この表において「生涯学習団体」とは、市内に活動拠点を有し、生涯学習活動を活性化するため、文化、芸術、スポーツ等の生涯学習に関する活動を行う団体で、別に定める要件を満たす団体をいう。

2 この表において「登録団体」とは、別に定めるところにより、生涯学習団体として登録された団体をいい、「登録のない団体」とは、登録団体以外の生涯学習団体をいう。

- 3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、この表に定める金額（前号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の10割相当額（大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、20割相当額。ただし、高校生以下が利用する場合は除く。）を加算する。
- 4 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 5 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

別表第2中「

フルコンサートピアノB	1台1回	5,300円	550円
-------------	------	--------	------

」を「

フルコンサートピアノB	1台1回	6,000円	550円
ピアノC	1台1回	2,500円	250円

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大田市条例第38号

大田市サンレディー大田の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大田市サンレディー大田の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第181号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大田市条例第39号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

戸籍等関係

手数料を徴する事項	手数料の金額
(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円
(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定によ	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円



<p>り同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>1通につき 750円</p>
<p>(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>

<p>求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円</p>
<p>(8) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく証明のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第66条第2項に規定する様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付</p>	<p>1通につき 1,400円</p>
<p>(9) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件に</p>

定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	つき 350円
(10) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 300円
(11) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項、第12条の4第1項、第15条の4第1項、第3項若しくは第4項、第20条第1項、第3項若しくは第4項又は第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく住民票の写し（住民基本台帳ネットワークシステムによる広域交付を含む。）若しくは住民票の除票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し若しくは戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 300円
(12) 印鑑登録証の交付	1枚につき 300円
(13) 印鑑登録証明書の交付	1通につき 300円
(14) 身分証明書の交付	1通につき 300円
(15) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円

#### 附 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 大田市条例第40号

### 大田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、大田市議会議員（以下「議員」という。）が大田市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

#### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における大田市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

#### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して4年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

## 大田市条例第41号

大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

第1条 大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成21年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「12月に支給する場合には100分の160」を「12月に支給する場合には100分の165」に改める。

第2条 大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の160」を「100分の162.5」に、「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（手当の内払）

2 第1条の規定による改正前の大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の規定により支給される期末手当の内払とみなす。